

## 4. リフォーム相談体制の整備・充実

各市区町村行政がリフォーム相談体制の整備・充実に際して取り組むべきことを以下に示す。

### 内部相談体制の整備・充実

4.1 地域住民等からのリフォーム相談に係る相談対応担当課を明確化し、リフォーム相談担当職員（兼務可）を配置する。

4.2 リフォーム相談対応担当課と内部関係部署との役割分担を明確化する。

### 【留意点】

- リフォームに係る相談案件について、地域住民等からの相談を承るリフォーム相談対応担当課を決め、その担当課にリフォーム相談担当職員(兼務可)を配置することが望まれる。
- 庁舎の案内板やHP、広報誌等により、地域住民等に対してリフォーム相談対応担当課の存在を周知することが望まれる。
- リフォーム相談対応担当課にて多岐にわたるすべてのリフォーム相談に対処していくことが直ちに難しいと思われる全般的な現状から、リフォーム相談対応担当課が、内部関係部署との橋渡しの役割を果たしていくことが望まれる。
- 地域住民等の「たらい回し」感の払拭と橋渡しの役割を十分に果たしていくために、リフォーム相談対応担当課と内部関係部署との役割分担をあらかじめ明確にしておくことが望まれる。  
\*内部関係部署には、市区町村に設置されている消費生活センターや消費生活相談窓口も含まれる。

### 《現状》

- ・平成24年度に実施したアンケート調査結果において、住宅・建築・建設・土木関連の窓口・部署が、リフォーム相談対応窓口となり、職員が兼務でリフォーム相談対応を行っているところが多い（925/1,140=81.1%）（参考資料1 平成24年度「アンケート調査結果」の概要、69ページの「窓口・部署の形態」を参照のこと）。
- ・平成24年度に行った98窓口に対するヒアリング調査において、窓口名に「リフォーム」の名称を付して、リフォーム相談のみに特化して対応しているところはない。市区町村では、建築確認、住宅政策、耐震化促進などを担当する住宅・建築関連部署に、兼務の担当者を配し、リフォーム相談対応を行っている現状にある（参考資料2 平成24年度「ヒアリング調査」の調査手法と訪問先、76ページの「アンケート調査実施前ヒアリングと本ヒアリングにて訪問した窓口と訪問年月日」を参照のこと）。

## 《実施例》

### 《リフォーム相談対応課を明確にしている例》

#### 《鳥取県米子市：HPにて広報》

- ・鳥取県米子市は、「建築指導課建築指導係」を住宅リフォーム相談の窓口とし、市のHPで広報している。また同市消費生活相談室や県の消費生活センターの紹介やリフォネットの紹介とリンク張りも行っている（2014年3月17日HPアクセス）（18ページ掲載の図表4.1参照のこと）。

#### 《秋田県大仙市：HPの機構一覧・事務分掌に掲載》

- ・秋田県大仙市は、HPの大仙市役所機構一覧・事務分掌に、建築住宅課が住宅リフォーム支援事業、リフォーム相談窓口であると掲示している（2014年3月17日HPアクセス）（19ページ掲載の図表4.2参照のこと）。

#### 《愛知県春日井市：HPの事務分掌に掲載》

- ・愛知県春日井市は、HPの市役所のご案内＞部課別一覧の各課の事務分掌に、まちづくり推進部建築指導課が住宅相談やマンションの管理及び建替の相談に関する窓口であると掲示している（2014年3月29日HPアクセス）（20ページ掲載の図表4.3参照のこと）。

### 《リフォーム相談対応課と内部関係部署との役割分担を明確にしている例》

#### 《愛知県豊橋市：消費生活関連部署との連携》

- ・愛知県豊橋市は、建設部住宅課企画グループが住宅・建築相談の窓口であること、現住居の不具合・増改築・耐震などの建築全般に関する相談を（社）愛知県建築開発等行政推進団体協議会豊橋支部、愛知県土地家屋調査士会東三河支部の協力を得て無料の相談窓口を開設していることなどをHPにて広報している（2014年3月17日HPアクセス）（21ページ掲載の図表4.4参照のこと）。

また、消費生活にかかる相談については、消費生活相談室（文化市民部安全生活課）を案内するとともに、専門的な内容については、住宅・建築相談を案内してもらうなどの連携をとっている（平成24年度実施ヒアリング調査結果）。

#### 《静岡県三島市：消費生活センターと役割分担》

- ・静岡県三島市の住宅リフォーム相談対応窓口である都市整備部建築指導課では、市役所内の消費生活センターとの役割分担の下で、住宅リフォーム相談の対応並びに対応状況のフォローをすよう努めている（平成24年度ヒアリング調査結果）。

静岡県では、暮らし・環境部建築住宅局住まいづくり課が中心となり、毎年「住まいづくり支援ガイド」を発行している（同ガイドは、県のHPにも掲載されている）。その中に、静岡県内の各市町における住まいづくり相談窓口等が掲載されており、三島市の相談窓口が都市整備部建築指導課であることが地域住民に分かるようになってきている。なお、同ガイドによると、相談内容欄に「リフォームに関する相談」と明確に記載されている市町に、下田市と袋井市の2市がある（22～24ページ掲載の図表4.5参照のこと）。

4.3 地域の外部専門家機関・組織との協力体制（ネットワーク）を構築する。

【留意点】

- 住宅リフォーム相談は、専門性を帯びたものも多く、また多岐にわたる。  
庁内にて対応が難しい相談案件について、地域に所在する「建築相談関連」・「法律及び紛争関連」・「消費生活関連」の3分野の外部専門家機関・組織からいつでも助力・支援が得られるようにそれら機関・組織との不断の協力体制（ネットワーク）を構築しておくことが望まれる。
- 「建築相談関連」・「法律及び紛争関連」・「消費生活関連」の3分野の外部専門家機関・組織の選定に際して、以下の要領を参考に、各市区町村において調査・訪問等した上で、住民から相談があった際にそれら機関・組織をいつでも紹介できる仕組みを構築しておくことが望まれる。

《建築相談関連分野の外部専門家機関・組織の選定要領》

- 「建築相談関連」分野の外部専門家機関・組織は、各都道府県や地域に1拠点しかない機関・組織が通常である（参考資料4 「外部専門家機関・組織一覧：建築相談関係機関・組織」参照のこと）。

都道府県行政や周辺市区町村行政がそれらのうちのいくつかの機関・組織と既に接点を有していることもある。また、地域の建築関連の機関・組織が構成員の一員となっているリフォームに係る地域協議会が存在している地域もある。参考資料「地域協議会等構成例」にどのような建築関連の機関・組織が構成員の一員となっているかを例示している（参考資料3 「地域協議会等の構成例」参照のこと）。

これらの背景と参考資料等をベースに、都道府県行政や周辺市区町村行政等からアドバイスや知見を得るようにするとともに、機関・組織を調査・訪問の上、各市区町村において「建築相談関連」分野の外部専門家機関・組織を選定・決定することが望まれる。

《法律及び紛争関連分野の外部専門家機関・組織の選定要領》

- 「法律及び紛争関連」分野の地域外部専門家機関・組織について、日本弁護士連合会の地方組織である弁護士会が各都道府県に存在している（参考資料4 「外部専門家機関・組織一覧：法律及び紛争関係機関・組織」参照のこと）。

住民からの一般的な法律相談等で内部関係部局と弁護士会・弁護士連合会所属の弁護士との間につながりができているところも多い。弁護士による法律相談等を実施している市区町村行政は、それら弁護士の紹介等により、住宅問題やリフォーム問題に明るい弁護士を選定・決定することが望まれる。

なお、弁護士による法律相談等を実施していない市区町村行政については、都道府県行政や周辺市区町村行政等からアドバイスや知見を得るようにするとともに、参考資料4 「外部専門家機関・組織一覧：法律及び紛争関係機関・組織」を参照し、直接最寄りの弁護士会を訪問の上、

住宅問題やリフォーム問題に明るい弁護士を選定・決定することが望まれる。

#### 《消費生活関連分野の外部専門家機関・組織の選定要領》

- 「消費生活関連」分野の外部専門家機関・組織は、市区町村に設置されている消費生活センターや消費生活相談窓口とすることが望まれる。

なお、消費生活センターや消費生活相談窓口が設置されていない市区町村においては、都道府県に設置されている消費生活センターを「消費生活関連」の外部専門家機関・組織と位置づけ、都道府県行政と協議あるいはアドバイスを得た上で協力体制（ネットワーク）を構築するようしていただきたい（消費生活センターの設置について市町村においては努力義務であるが、都道府県では設置が義務づけられている（消費者安全法第10条）（参考資料4 「外部専門家機関・組織一覧：消費生活関係機関・組織」参照のこと）。

- リフォーム相談対応課を明確にしたこと、内部関係部局との役割分担を明確化したこと、地域の外部専門家機関・組織との協力体制（ネットワーク）を構築したことを内外の関係者（内部関係部局、地域の外部専門家機関・組織、住民）に認識してもらわなければならない。

その為、構築したリフォーム相談体制と連絡先の一覧表を作成し、地域住民を含む内外の関係者にHP等にて周知徹底することが望まれる。

#### 《現状》

- ・平成24年度に実施したアンケート調査結果の「相談体制の現状」を分析した結果、外部の専門家機関・組織を紹介・招請したり、何らかのアドバイスを受けたりしている地方自治体が数多くみられている（734/1,097=66.9%）（参考資料1 平成24年度「アンケート調査結果」の概要、70ページの「相談体制の現状」についての複数回答内容の詳細分析による）。紹介実績がある外部専門家機関・組織については、「住まいるダイヤル」以外に地域の「建築士事務所協会」や「建築士会」等が挙げられている（参考資料1 平成24年度「アンケート調査結果」の概要、71ページの「紹介実績のある外部組織等」を参照のこと）。

## 《実施例》

《都道府県行政が主体となり地域の外部専門家機関・組織との協力体制を構築している例》

《石川県：住宅相談・住情報ネットワークを構築》

- ・石川県では、平成14年度に「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」を立ち上げ、県民からの住宅相談の的確な対応を目的としてネットワーク会員（（一社）石川県建築士事務所協会、（一社）石川県建築士会、石川県消費生活支援センター、（一財）石川県建築住宅センター（事務局）など）間の情報交換等の連携を図っている。石川県土木部監理課、石川県土木部建築住宅課、金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課や金沢市近江町消費生活センターも同ネットワークの協力会員である。なお、同ネットワークでは、「いしかわ住宅相談・住情報ネットワークマニュアル」を作成し、会則等を定めるとともに、会員以外の相談窓口一覧もマニュアルに掲載している。

－「いしかわ住宅相談・住情報ネットワークマニュアル」（表紙）－

# いしかわ 住宅相談・住情報ネットワーク マニュアル

平成25年度版

目次

I. 住宅相談・住情報ネットワークとは？	・・・・・・・・ P 1
II. ネットワークは何をやるか？	・・・・・・・・ P 2
III. 相談ネットワーク会員	・・・・・・・・ P 2
IV. ネットワーク会員の相談内容 連絡先	・・・・・・・・ P 3
【相談をネットワーク会員へつなぐ（紹介）場合の手順】	・・・・ P 4
【現地確認の相談になった場合の手順】	・・・・・・・・ P 5
【重大な相談（情報）を「ネットワーク会員」に周知する場合の手順】	P 6
V. 相談情報の報告	・・・・・・・・ P 7
VI. 会員以外の相談窓口一覧	・・・・・・・・ P 8
VII. ネットワーク会則	・・・・・・・・ P 10
NetFax 用紙	・・・・・・・・ P 12
住宅相談報告書（四半期報告）様式	・・・・・・・・ P 13
住宅相談記録シート様式	・・・・・・・・ P 14

いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク

## Ⅱ ネットワークは何をやるか？

### (1) 相談業務

「住宅相談・住情報ネットワーク」は、情報交換と日常的な連絡を密接にすることにより、県民からの相談に対してスムーズな解決を期待しています。

会員が担当外の相談を受けたとしても、ネットワーク会員の中で、その相談内容の解決が可能な会員に的確に廻すことができます。

また、相談を受けた会員が、解決可能な会員に直接、相談内容を紹介し、お客様にお応えることも可能です。結果として、いわゆる「たらい回し」が減少します。

- ① 各会員は、通常の住宅相談を行い、各会員間の相談情報の交換・共有化を図り、相談の受け渡しを的確に行う。
- ② 相談事例をもとに事例集を事務局の(一財)石川県建築住宅センターにて作成する。
- ③ 勉強会を行い、各会員の相談能力の向上を図り、総合相談会を開催する。

### (2) 情報提供・発信業務

「住宅相談・情報提供ネットワーク」は、民間・公的機関で構成しているので県民に対して有効でトータルな住情報の提供も期待できます。

また、ネット各会員は、それぞれに情報を発信していますが、それらの情報も、ネットワークを活用し幅広く発信することも可能です。

- ① 「ネットワーク」として、住宅に関する新制度、助成制度などのトータルな情報発信を行う。
- ② ネット会員の取り組みやイベントなど「ネットワーク」を活用し、紹介する。

## Ⅲ 相談ネットワーク会員

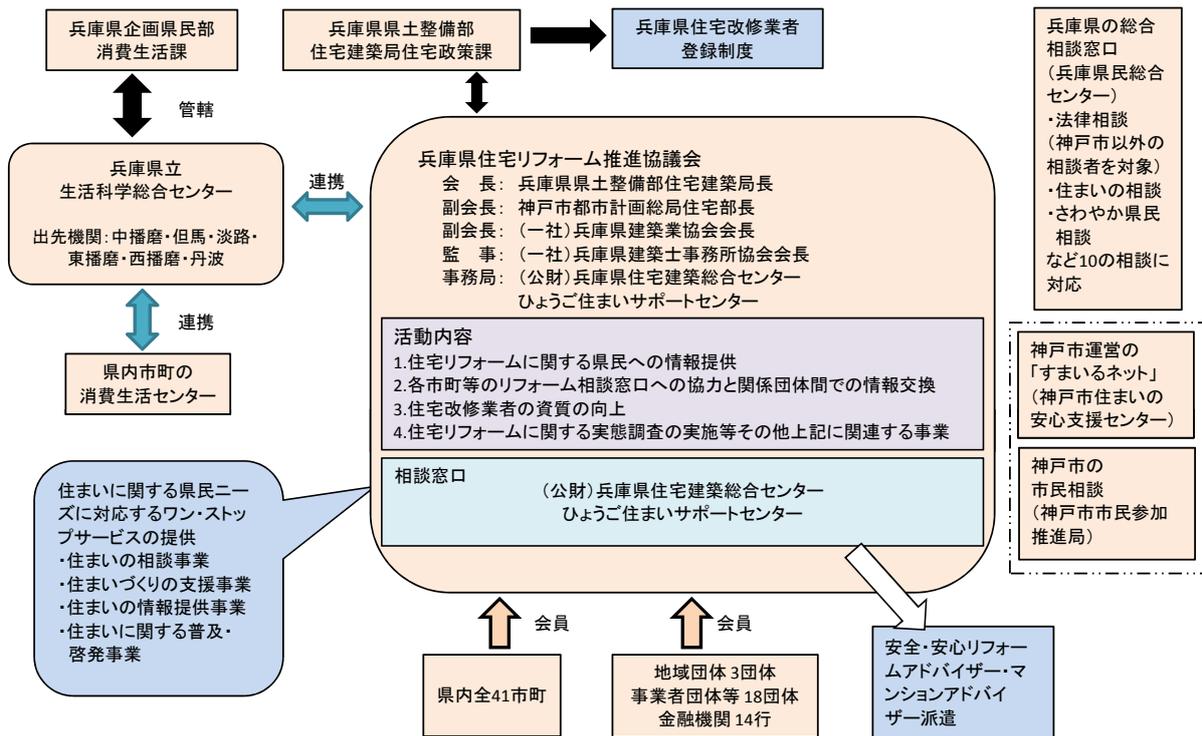
会 員 名	住 所	e-mail
(一社) 石川県建築士事務所協会	金沢市泉が丘2丁目14-7 金沢宏正ビル	ishikyokai@ishi-kjk.or.jp
(一社) 石川県建築士会	金沢市弥生2丁目1-23 石川県建設総合センター	ishikawashikai1@max.odn.ne.jp
(公社) 石川県宅地建物取引業協会	金沢市大豆田本町口46-8 石川県不動産会館	webmaster@takken-ishikawa.or.jp
(独) 住宅金融支援機構北陸支店	金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル内	
石川県消費生活支援センター	金沢市戸水2丁目30	
NPO法人 バリアフリー総合研究所	白山市成町 712-3	bf-souken@ninus.ocn.ne.jp
(一財) 石川県建築住宅センター	金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎内	ikjc-1@p2222.nsk.ne.jp
石川県土木部監理課	金沢市鞍月1丁目 1	e250100@pref.ishikawa.lg.jp
石川県土木部建築住宅課	金沢市鞍月1丁目 1	kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp
金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課	金沢市広坂1丁目 1-1	jyuutaku-s@city.kanazawa.lg.jp
金沢市市民局人権女性政策推進課	金沢市青草町88	jinkenzyosei@city.kanazawa.lg.jp
近江町消費生活センター		

《兵庫県：県下全市町・関係団体が住宅リフォーム推進協議会の会員》

- ・兵庫県では、県土整備部住宅建築局住宅政策課主管のもとに、全市町や関係団体が会員となっている「兵庫県住宅リフォーム推進協議会（事務局：（公財）兵庫県住宅建築総合センターひょうご住まいサポートセンター）を2007年に設立し、兵庫県下の市町の相談対応窓口における住宅リフォーム相談を含む住宅全般の相談等に対する補完体制を整備している。

官民一体で県下住民の住宅問題に対応していこうとしている体制が、今後のリフォーム相談体制の将来像の参考となる。

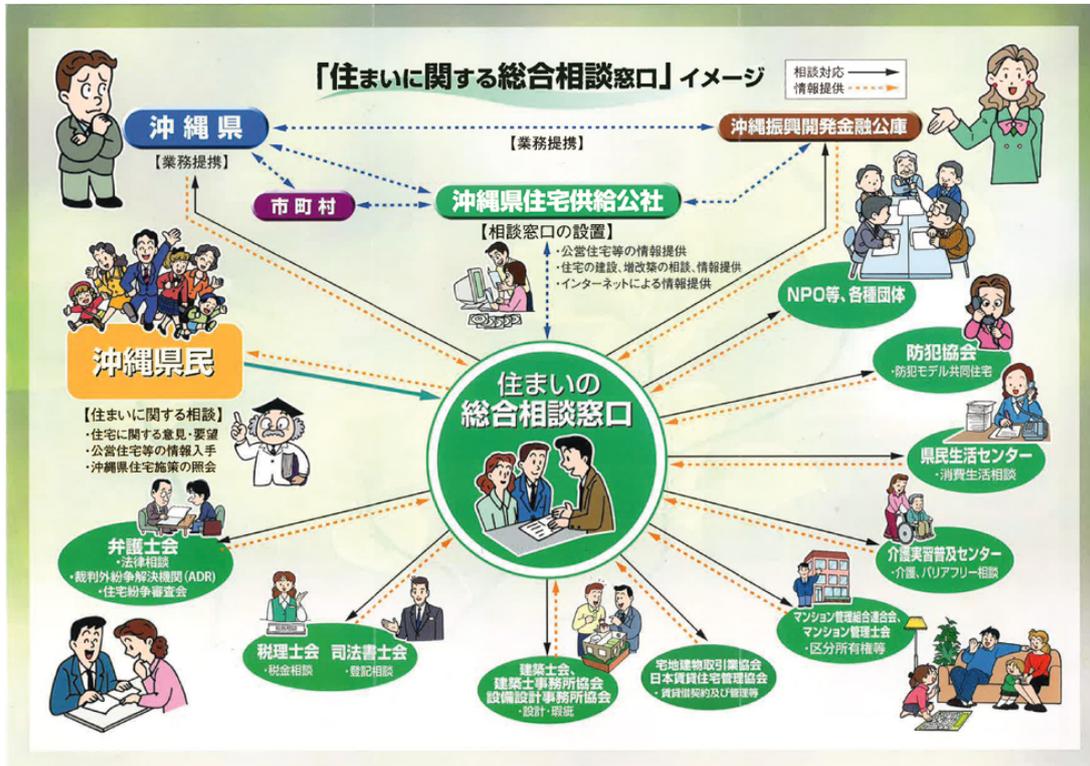
－ 兵庫県のリフォーム関連相談体制の概要 －



《沖繩県：県住宅供給公社が県下市町村のリフォーム相談窓口業務》

- ・ 沖繩県では、沖繩県（土木建築部住宅課）を事業主体として、2007年10月に沖繩県住宅供給公社内に「住まいの総合相談窓口」を設置している。その沖繩県住宅供給公社では、リフォームを含む様々な相談や情報発信の沖繩県の拠点となることを目指し、各種専門機関の協力による相談・情報ネットワークで、沖繩県民のリフォームを含む住宅に関する種々相談対応を行っている。

－ 沖繩県住宅供給公社 「住まいに関する総合窓口」イメージ －



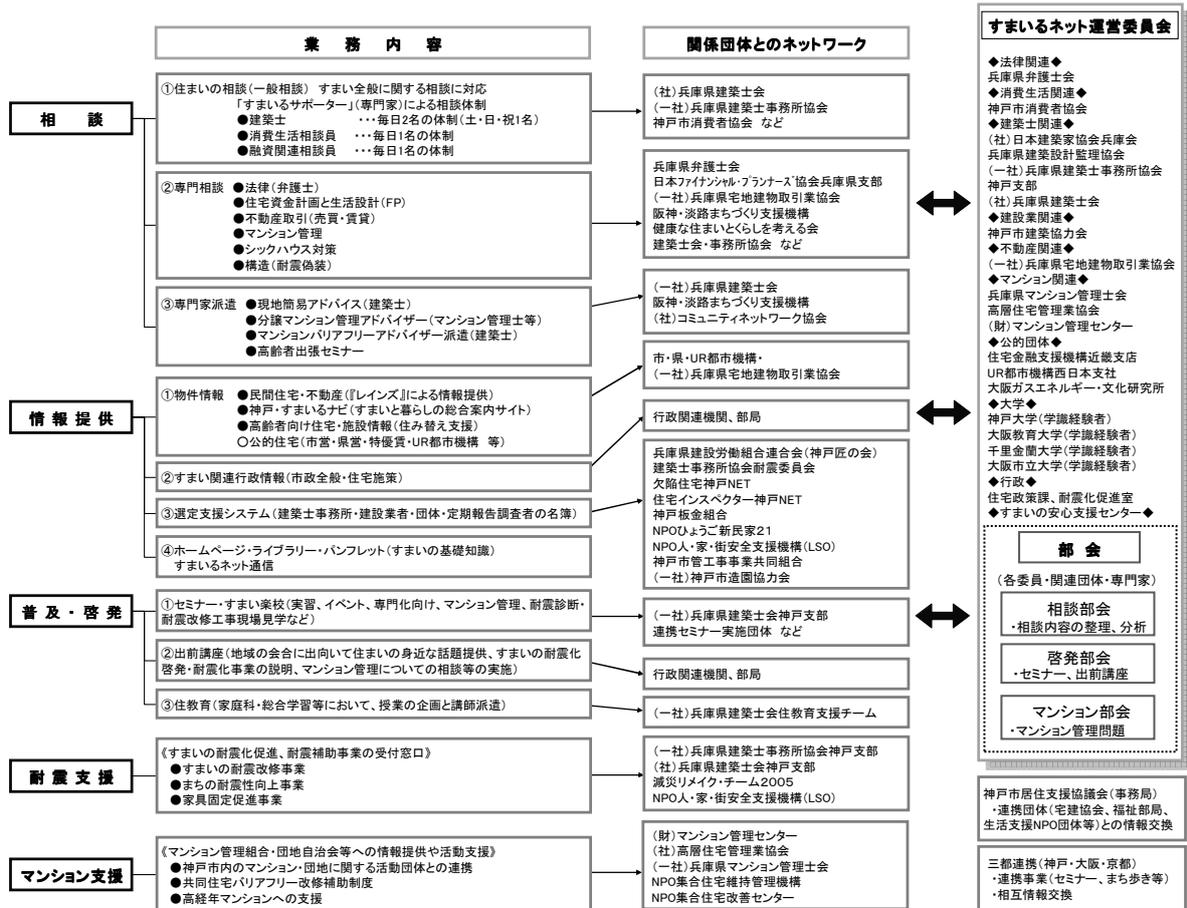
- ・ 那覇市も住まいの相談窓口は、沖繩県住宅供給公社の「住まいの総合相談窓口」であるとHPに掲載している(25ページ掲載の図表4.6参照のこと)など、県行政主導の下に「沖繩県住宅供給公社」が沖繩県下の市町村のリフォームを含む住宅に関する総合窓口としての機能を果たしている例もみられている。また、外部専門家機関・組織へリンクも張っている（2014年3月22日HPアクセス）。

《市区行政が地域の外部専門家機関・組織との協力体制を構築している例》

《神戸市：すまいるネットで県下専門家機関・組織とネットワークを構築》

- ・ 神戸市から委託を受け、(一財)神戸すまいるづくり公社が運営を行っている神戸市すまいるの安心支援センター「すまいるネット」は、リフォーム相談も含む住まい全般の相談について、県の建築士会、県の建築士事務所協会、市の消費者協会や、県の弁護士会、県の宅地建物取引業協会などの関係団体とネットワークを構築し、法律・不動産売買・マンション管理・シックハウス対策・耐震構造などの専門相談にも対応している。また、関係団体、市の住宅政策課、耐震化促進室や大学の学識経験者で構成する「すまいるネット運営委員会」を開催している。

－ 神戸市すまいの安心支援センター “すまいるネット” のネットワーク例 －



なお、神戸市(都市計画総局建築指導部建築安全課)は、神戸市のHPのトップページ>総合メニュー>こんなときには>すまいのページの「すまいに関する相談(不動産相談、住宅・建築無料相談会)」欄他に市役所の市民相談室や「すまいるネット[すまいの相談]」を紹介している(2014年3月18日アクセス)(26ページ掲載の図表4.7参照のこと)。

《千葉県船橋市：地域の増改築相談員を活用》

・千葉県船橋市(住宅政策課)では、船橋増改築相談員協議会に所属する増改築相談員((公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが登録する「増改築相談員登録証」を有する者)による住宅の増改築および修繕に関する無料相談を市役所他で定期的開催していることをHPに掲載している(2014年3月25日HPアクセス)(27～28ページ掲載の図表4.8参照のこと)。

《東京都品川区：地域の専門家機関・組織を活用》

・東京都品川区(都市計画課住宅運営担当)では、毎月1回、品川区住宅センター協議会(東京都建設組合、東京土建品川支部、東京南部建設技能組合、建設ユニオン城南支部)と社団法人東京都建築士事務所協会品川支部を構成団体とする品川区住宅耐震化促進協議会が主催する住宅のリフォームや建て替えなどについての相談会を開催していることをHPに掲載している(2014年3月18日HPアクセス)(28ページ掲載の図表4.9参照のこと)。

《東京都目黒区：地域の専門家機関・組織を活用》

- 東京都目黒区（住宅課居住支援係担当）では、区内建築関連業者で構成する目黒区住宅リフォーム協会の会員が毎月2回総合庁舎1階ロビーで無料相談を行っていること、目黒区住宅リフォーム協会が電話による相談を行っていることをHPに掲載している（2014年3月17日HPアクセス）（29ページ掲載の図表4.10参照のこと）。

《広島市：地域の専門家機関・組織と協議会を設立》

- 広島市では、HP上で、リフォームを含む住宅相談の主管窓口が都市整備局住宅政策課であることが分かるようにしている（例：広島市HPの「市政全般」>「広島市の概要」>「市の仕事と組織」の「都市整備局」の「住まいと宅地」から「住まい」のページにアクセスできるようにしているし、また、同市HPトップページの「市民生活」>「暮らしの情報」>「住まい」のページにアクセスもできる。）。その「住まい」のページに「相談窓口」のページを設け、そこに「行政の相談窓口」・「住宅関連団体の相談窓口」・「その他の相談窓口」などを掲載し、地域住民への周知を図っている（2014年3月19日HPアクセス）（30～32ページ掲載の図表4.11参照のこと）。

また、住宅に関する相談窓口（行政・住宅関連団体）や紛争相談窓口も掲載した「住まいのガイド」を作成し、HPで広く市民に公開もしている。

- \* 「住まいのガイド」は、広島市ホームページ>市民生活>暮らしの情報>住まい>広島市の住宅政策>発行パンフレットに掲載されている（2014年3月19日HPアクセス）。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1267160077941/index.html#panf>

－ 広島市「住まいのガイド」(表紙)－



さらに、広島市では、2008年11月に、広島市民の豊かな住生活の実現のために、建築士、住宅関連事業者、NPOなどの関係団体と連携・協力し、住まいづくりに関する適切な情報を一元化して提供する総合的な情報拠点の整備に向けて連絡協議することを目的とした「広島住まいづくり連絡協議会」を設立し、市民向けの「住まいづくりセミナー」を開催している（2014年3月19日HPアクセス）（33ページ掲載の図表4.12参照のこと）。

\*広島住まいづくり連絡協議会の概要は、広島市ホームページ>市民生活>暮らしの情報>住まい>広島市の住宅政策>広島住まいづくり連絡協議会に掲載されている。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1266921636558/index.html>

#### ◀岡山市：紹介先をHPに掲示▶

- ・岡山市では、HP上に住まいに関する相談の問合せ先として都市整備局住宅課を掲示しているとともに、相談内容によっては、他の相談機関を紹介しやすくと明記し、「法律・紛争」・「税」・「申請・手続」・「建築・住宅」・「その他」の分類にて民間団体等の連絡先を掲示している（2014年3月19日HPアクセス）（34ページ掲載の図表4.13参照のこと）。

#### ◀長野市：リフォーム相談協力団体をHPに掲示▶

- ・長野市では、HP上に住宅相談窓口が住宅課であること、毎週月曜日午後には市民相談室にて住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などについての技術的な相談をしていることを掲示しているとともに、「住宅相談Q&A(平成22年12月作成)」をHPに張り付け、その中に住宅相談窓口 相談員協力団体として（一社）長野県建築士会長野支部、（一社）長野県建築士事務所協会长野支部、（一社）長野市建設業協会を、現場を見て欲しい場合（有料）は（一社）長野県建築士会長野支部、（一社）長野県建築士事務所協会长野支部を、建築業者を紹介して欲しい場合は（一社）長野市建設業協会を、トラブル相談は、（一社）長野県建築士事務所協会长野支部、長野県建設部建築住宅課 宅地住宅相談所、長野県建設部建設政策課長野県建設工事紛争審査会、法テラス長野、消費生活センターの名称と電話番号を掲示している（2014年3月19日HPアクセス）（35～38ページ掲載の図表4.14参照のこと）。

#### ◀北九州市：地域外部専門家機関・組織の協力により相談体制を充実化▶

- ・北九州市（建築都市局住宅部住宅計画課）は、HP上に、住宅相談に係る窓口が住宅計画課であることを掲示するとともに、地域の外部専門家機関・組織の協力のもとに、（一財）福岡県建築住宅センター北九州事務所内に一般相談のための「住宅相談コーナー」を常時開設していること、住宅に関する民事紛争などの法律相談、マンション管理に関する相談、耐震改修などに関する相談などの特別相談を実施していることを掲示している（2014年3月30日HPアクセス）（39～41ページ掲載の図表4.15参照のこと）。

#### ◀大阪府下市町村：大阪府の協議会が作成した相談窓口一覧を活用▶

- ・大阪府建築安全マネジメント推進協議会は「住宅関係全般に係る相談窓口一覧表」を作成し、大阪府内の市町村に配布している。同「一覧表」はリフォーム相談窓口も含めた住まい・建築全般に係る相談窓口を紹介しており、住民からの相談対応に広く活用されている。

# 住宅関係全般に係る相談窓口一覧表

(平成26年3月)

大阪府建築安全マネジメント推進協議会

## 目次

■住宅全般に関すること	1
■住宅全般やリフォームについての各種制度等に関すること	2
■マンションの管理・購入に関すること	3
■建築技術に関すること	3
■福祉・健康に関すること (バリアフリー、シックハウス、アスベストなど)	4
■防犯設備に関すること	5
■ガス機器・電気機器に関すること	6
■木材・害虫に関すること	6
■法律相談及びトラブルに関すること	7
■不動産に関すること	9
■消費者契約に関すること	10
■融資・税金に関すること	10
■防災情報に関すること	10

\*同「住宅関係全般に係る相談窓口一覧表」は、大阪府のHP「住宅関係全般に係る相談窓口」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/madoguchi/detail.php?recid=501>)に掲載されている。

## リフォーム相談体制の整備・充実に係る図表一覧

### 【内部相談体制の整備・充実】

#### ● 図表4.1 米子市HPの例

##### 住宅リフォームの相談窓口

大切な家により長く、より快適に住み続けるために行なう「住宅リフォーム」。増築や改築などのほかに、敷居の段差をなくすバリアフリー化や、車いすで通ることのできる幅に廊下を広げるための工事などもあります。

しかし最近、高齢者を中心にした訪問販売など、悪質リフォーム業者による被害が多発しています。建築指導課では、これからリフォームをお考えの市民の皆さんに、業者の選定、見積もりなどの注意点についてのアドバイスを行なっています。

契約前に、お気軽にご相談ください。

##### 【相談窓口】

米子市役所2階 建築指導課

電話:23-5236

建築指導課ではその他に、耐震診断などに関する補助支援制度などの情報提供も行なっています。



契約後に「おかしい」と思ったら...

訪問販売や電話勧誘による契約の場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、一方的に契約を解除することのできる「クーリング・オフ」制度があります。

##### 【クーリング・オフに関する相談】

米子市消費生活相談室

米子市役所1階 市民相談課 内

電話:35-6566

相談受付: 平日の午前8時30分から午後5時まで

なお、米子市にお住まいのかたが対象です。

鳥取県消費生活センター(西部相談室)

米子コンベンションセンター 4階

電話:34-2648



そのほかの情報

「リフォームネット」

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターが運営するサイトです。

住宅相談、リフォーム関連情報があり、鳥取県内の事業者もリフォームネット登録しています。

[リンク先](#) ... 「リフォームネット」

「見守り新鮮情報」

独立行政法人国民生活センターが発信する、悪質商法の新たな手口などを伝えるメールマガジンです。

月に1、2回程度、悪質業者の手口などの情報を発信します。

[リンク先](#) ... 「見守り新鮮情報」

掲載日: 2006年12月1日

お問い合わせ先 **建築指導課**

所在地/〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地 (市役所本庁舎2階)

電話番号/0859-23-5227 E-mail/ [kenchikushido@city.yonago.lg.jp](mailto:kenchikushido@city.yonago.lg.jp)

## ● 図表4.2 大仙市HPの例

### 大仙市役所機構一覧・事務分掌

2013年12月1日

#### 建設部

##### 道路河川課

電話 0187-66-4905

- 総務班 国土交通省及び秋田県施行建設事業の連絡調整、道路・河川及びダム関係の期成同盟会、公共工事に関する職員研修、公共事業の評価等に関すること
- 計画班 道路、橋梁、河川等に関する調査、企画及び調整、砂利採取計画、地すべり防止地区内・急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可、砂防設備の占用等に関すること
- 工務班 道路、橋梁、河川等の新設改良及び維持補修に関すること、土木施設災害復旧、交通安全施設等、市道の除雪に関すること
- 用地班 事業用地、法定外公共用財産の管理に関すること

##### 都市管理課

電話 0187-66-4908

- 管理班 住居表示、開発行為の許可、秋田県景観条例、駐車場及び駐輪場等に関すること
- 都市計画班 都市計画事業、国土利用計画、土地利用計画の調整及び規制等に関すること
- 建設技術班 公共工事に関する技術的な調整及び指導、公共工事の設計積算、公共工事に関する情報化(CALS/EC)の推進、公共工事の費用縮減、総合評価落札方式、工事成績評定に関すること
- 公園班 都市公園及び緑地事業の計画並びに執行、都市公園等の維持管理に関すること

##### 建築住宅課

電話 0187-66-4909

- 管理班 建築住宅政策、住生活基本計画、建築物耐震改修促進計画、営繕工事設計者選定委員会、庶務について
- 営繕班 住宅リフォーム支援事業、リフォーム相談窓口、市所有建築物の営繕について
- 住宅班 市営住宅の入居及び家賃、市営住宅の維持管理、社会資本総合整備計画について
- 建築指導班 建築確認、道路位置指定、長期優良住宅、建設リサイクル、省エネルギー、バリアフリーについて

● 図表4.3 春日井市HPの例

## まちづくり推進部

ツイート いいね! 0

更新日 平成25年12月11日 ID番号 K12433

1. まちづくりについての総合的企画調整及び推進に関すること。
2. 都市拠点の整備に関すること。
3. 土地区画整理に関すること。
4. 勝川地区の総合整備に関すること。
5. 建築指導及び開発指導に関すること。

- ▶ [都市政策課](#)
- ▶ [都市整備課](#)
- ▶ [建築指導課](#)

各課の事務分掌

[▲ このページの先頭に戻る](#)

## 建築指導課

電話: 0568-85-6324

- ▶ [建築指導課に専用フォームで問い合わせする](#)

### 業務内容

1. 建築確認申請その他建築に関連する許認可等の申請に関すること。
2. 違反建築物に対する指導及び是正措置に関すること。
3. マンションの管理及び建替の相談に関すること。
4. 住宅相談に関すること。
5. 開発行為許可申請その他開発に関連する許認可等の申請に関すること。
6. 建築審査会及び開発審査会に関すること(審査請求に関するものを除く。)
7. 旅館等建築審査会に関すること。
8. 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)に基づく規制区域の指定及び宅地造成工事の許可等に関すること。
9. 日照及び電波障害の対策に関すること。

### 建築指導課のページ

- ▶ [建築・開発](#)

● 図表4.4 豊橋市HPの例

## 住宅・建築相談

豊橋市では現住居の不具合・増改築・耐震などの建築全般に関する相談や測量・登記などに関する相談に応じるため、(社)愛知県建築開発等行政推進団体協議会豊橋支部、愛知県土地家屋調査士会東三河支部の協力を得て、無料の相談窓口を開設しています。

### 開催日等

- 建築全般に関する相談は年40回
- 測量・登記に関する相談は年12回
- 市役所内の会議室にて開催(午後1時30分～午後4時)
- 1件あたりの相談時間は50分(要予約)
- 1日3組まで予約受付

### 住宅・建築相談開催日(平成26年度)

	建築全般に関する相談	測量・登記に関する相談
4月	9日、16日、23日	16日
5月	14日、21日、28日	21日
6月	4日、11日、18日、25日	18日
7月	2日、9日、16日、23日、30日	16日
8月	6日、13日、27日	27日
9月	3日、10日、17日	10日
10月	1日、8日、15日、22日、29日	15日
11月	5日、12日、19日、26日	19日
12月	3日、17日	17日
1月	7日、14日、21日	21日
2月	4日、18日、25日	18日
3月	11日、25日	11日

### 申込方法

住宅・建築相談は予約制となっています。各開催日の前日午後3時までには住宅課まで電話にてお申し込みください。

\* 紛争、訴訟等に係わる相談や現地での調査を必要とする相談はお受けできません。

### 問い合わせ先

豊橋市 建設部 住宅課企画グループ  
電子メールアドレス [zyutaku@city.tovohashi.lg.jp](mailto:zyutaku@city.tovohashi.lg.jp)  
電話番号 0532-51-2602

# 静岡県 住まいづくり支援ガイド



平成25年度版

静岡県暮らし・環境部住まいづくり課

● 図表4.5 静岡県「住まいづくり支援ガイド」(各市町における住まいづくり相談窓口例)

◎ 各市町における相談窓口

市町名	相談内容	担当部署	場所	電話番号
下田市	一般建築に関する相談	建設課	本庁別館2階	0558-22-2219
	住宅リフォームに関する相談	産業振興課	本庁本館2階	0558-22-3914
	公共下水道に関する相談	上下水道課	落合浄水場2階	0558-22-1200
	合併浄化槽に関する相談	環境対策課	下田市清掃センター1階	0558-22-2213
	太陽光発電に関する相談	環境対策課	下田市清掃センター1階	0558-22-2213
	要介護者の住宅の改修に関する相談	健康増進課	本庁西館1階	0558-22-2077
	身体障害者の住宅の改修に関する相談	福祉事務所	本庁西館1階	0558-22-2216
	住宅に関する税の相談	税務課	本庁西館1階	0558-22-2218
東伊豆町	一般建築に関する相談	建設産業課	町役場3階	0557-95-6303
	不動産に関する相談	建設産業課	町役場3階	0557-95-6303
河津町	一般建築に関する相談	建設課	庁舎1階	0558-34-1952
南伊豆町	一般建築に関する相談	建設課	本庁2階	0558-62-6277
松崎町	一般建築・不動産に関する相談	産業建設課	庁舎2階	0558-42-3965
西伊豆町	一般建築に関する相談	産業建設課	健康増進センター	0558-52-1115
沼津市	住宅用家屋証明に関する相談	市民課	本庁1階	055-934-4723
	固定資産税に関する相談	資産税課	本庁2階	055-934-4737
	都市計画税に関する相談	資産税課	本庁2階	055-934-4737
	住宅に関するトラブルの相談	建築指導課	本庁5階	055-934-4767
熱海市	一般建築に関する相談	まちづくり課	本庁3階	0557-86-6426
三島市	一般建築に関する相談	建築指導課	本庁西館2階	055-983-2644
富士宮市	一般建築に関する相談	建築指導課	本庁5階	0544-22-1229
伊東市	一般建築に関する相談	都市計画課	本庁高層棟3階	0557-32-1781
富士市	一般建築に関する相談	建築指導課	本庁5階	0545-55-2903
	不動産に関する相談	住宅政策課	本庁5階	0545-55-2817
御殿場市	一般建築に関する相談	建築住宅課	本庁2階	0550-82-4224
裾野市	一般建築に関する相談	建築住宅課	市役所2階	055-995-1856
伊豆市	一般建築に関する相談	土地対策課	中伊豆支所	0558-83-5206
	福祉に関する相談	長寿介護課	生きいきプラザ	0558-74-0150
		社会福祉課		0558-72-9863
耐震・防災に関する相談	地域づくり課	本庁	0558-72-9867	
伊豆の国市	公営住宅に関する事	都市計画課	別館2階	055-948-2909
	建築に関する申請受付	都市計画課	別館2階	055-948-2909
函南町	一般建築に関する相談	都市計画課	本庁4階	055-979-8117
清水町	一般建築に関する相談	都市計画課	役場別館2階	055-981-8225
	耐震補強に関する相談	安全安心課	役場本館2階	055-981-8205
長泉町	建築・住宅に関する相談	建設計画課	本庁西館3階	055-989-5520
小山町	建築に関する相談	都市整備課	本庁2階	0550-76-6105

● 図表4.5 静岡県「住まいづくり支援ガイド」(各市町における住まいづくり相談窓口例)

市町名	相談内容	担当部署	場所	電話番号
静岡市	住宅・建築に関する一般相談	住宅政策課	新館 5 階	054-221-1590
	建築物に関する一般相談	建築指導課	新館 5 階	054-221-1124
島田市	一般建築に関する相談	建築住宅課	プラザおおるり 1 階	0547-36-7184
焼津市	建築物に関する相談	建築指導課	アトレ庁舎 2 階	054-626-2102
	建築よろず相談	市民相談室	アトレ庁舎 1 階 (毎月第2火曜日)	054-626-1133
	用途地域・開発行為	都市計画課	アトレ庁舎 2 階	054-626-2162
藤枝市	一般建築に関する相談	建築住宅課	本庁東館 2 階	054-643-3481
	住宅よろず相談	市民相談センター	本庁西館 3 階	054-643-3305
	太陽光・新エネルギーに関する相談	環境政策課	本庁東館 2 階	054-643-3183
	建設資金貸付制度に関する相談	産業集積推進課	本庁西館 4 階	054-643-3244
牧之原市	一般建築に関する相談	都市計画課	相良庁舎 2 階	0548-53-2633
吉田町	一般建築に関する相談	都市建設課	吉田町役場 2 階	0548-33-2161
川根本町	建築一般相談	建設課	本庁舎 1 階	0547-56-2227
浜松市	一般建築に関する相談	都市整備部建築行政課	ノーススタービル浜松 7 階	053-457-2471
	登記に関する相談	市民部市民生活課 くらしのセンター	本庁本館 2 階	053-457-2025
	不動産に関する相談	都市整備部土地政策課		
磐田市	一般建築に関する相談	建築住宅課	西庁舎 2 階	0538-37-4899
	太陽光発電システム等	環境課	西庁舎 1 階	0538-37-4874
	浄化槽設置等	下水道課	福田支所 2 階	0538-58-3282
	高齢者の住宅改修等	高齢者福祉課	i プラザ 3 階	0538-37-4869
	障害者の住宅改修等	障害福祉課	i プラザ 3 階	0538-37-4919
	家具固定等	自治防災課	本庁 2 階	0538-37-4903
	耐震に関する相談	建築住宅課	西庁舎 2 階	0538-37-4899
掛川市	一般建築に関する相談	都市政策課 建築指導係	本庁 3 階西側	0537-21-1152
	土地利用に関する相談	都市政策課 開発指導係	本庁 3 階西側	0537-21-1151
	消費者保護に関する相談	消費生活センター (商工観光課内)	本庁 3 階東側	0537-21-1149
袋井市	一般建築に関する相談	建築住宅課	本庁 3 階	0538-44-3123
	リフォームに関する相談	建築住宅課	本庁 3 階	0538-44-3123
	耐震補強工事に関する相談	建築住宅課	本庁 3 階	0538-44-3123
湖西市	一般建築に関する相談	建築住宅課	湖西市役所 3 階	053-576-4549
御前崎市	一般建築に関する相談	都市建設課	本庁舎 3 階	0537-85-1122
菊川市	一般建築に関する相談	建設経済部 都市政策課	本庁舎 3 階	0537-35-0957
	消費者保護に関する相談	菊川市消費生活センター (商工観光課内)	本庁舎 3 階	0537-35-0937
森町	一般建築に関する相談	建設課	本庁別館 2 階	0538-85-6322

● 図表4.6 那覇市HPの例

サイト全体から探す

よく探されるキーワード: 住民票 年金手続き

English 繁体中文 簡体中文  
文字サイズの変更

小 標準 大

ようこそ那覇へ
住民の方へ
事業者の方へ
行政情報
住民参画・まちづくり
総合案内
サイトマップ
市役所案内

TOP > 住民のみなさま > 暮らしの情報 > 毎日の暮らし > **住まいの相談窓口**

**暮らしの情報**

届け出・証明

毎日の暮らし

福祉・健康

税金

余暇・学習

国保・長寿医療・年金

暮らしの情報「ケース別」

### 住まいの相談窓口

住まいの総合相談窓口(沖縄県住宅供給公社)

『住まいの総合相談窓口』は沖縄県を事業主体とし、2007年10月より開設・運営されています。さまざまな相談や情報発信の拠点となることを目指し、各種専門機関の協力による相談・情報ネットワークで、県民の皆様の疑問・不安にお応えいたします。

[『住まいの総合相談窓口ホームページ』\(外部リンク\)](#)

**【相談内容】**

1. 公社賃貸住宅、特定優良賃貸住宅等の入居に関する相談
2. 土地・住宅購入時の注意点
3. 住宅建設やリフォームに関する技術的相談
4. 民間賃貸住宅の隣人トラブルや退去にまつわる相談
5. その他、住宅に関する相談

※沖縄県住宅供給公社ホームページは[こちら](#)から  
→ 県営住宅への入居申し込み方法等がご覧いただけます。

### 高齢者向け住まいの情報

#### サービス付き高齢者向け住宅

「サービス付き高齢者向け住宅」とは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。  
住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

[『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』\(外部リンク\)](#)

(社) すまいづくりまちづくりセンター連合会「サービス付き高齢者向け住宅」登録事務局

※ 建設企画課(那覇市役所8階)または、ちやーがんじゅう課(那覇市役所2階)の窓口にて、市内のサービス付き高齢者向け住宅の登録状況がご覧いただけます。

### リンク集

#### 関連機関へのリンク

沖縄県居住支援協議会 (<http://kyojuishien.ojkk.or.jp/>)  
 沖縄県住宅供給公社 (<http://www.ojkk.or.jp/>)  
 国土交通省住宅局 (<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/index.html>)  
 沖縄県住宅課 (<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/jutaku/>)  
 (財) 高齢者住宅財団 (<http://www.koujuuzai.or.jp/>)  
 (財) マンション管理センター (<http://www.mankan.or.jp/>)  
 (財) マンション再生協議会 (<http://www.uraja.or.jp/mansion/>)  
 住宅保証機構 (<http://www.mamoris.jp/>)  
 住宅リフォーム推進協議会 (<http://www.i-reform.com/>)  
 (公財) 住宅リフォーム・紛争処理支援センター (<http://www.chord.or.jp/>)  
 (財) 沖縄県建設技術センター (<http://www.okinawa-ctc.or.jp/>)  
 (社) 沖縄県建築士会 (<http://shikai.or.jp/>)  
 (社) 沖縄県建築設計事務所協会 (<http://www.oaa.or.jp/>)

#### 那覇市関連課へのリンク

市営住宅課ホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/siejyutaku/index.html>)  
 ・市営住宅の案内等  
 建築指導課ホームページ(<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/>)  
 ・建築の許可及び認定等

### お問い合わせ

建設企画課(<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/kensetuk/>)  
 TEL: 098-951-3235  
 FAX: 098-951-3252

【外部支援体制の整備・充実】

● 図表4.7 神戸市HPの例（一部抜粋）

## すまい

ツイート 0

おすすめ 0

最終更新日 2013年7月9日

### サポート

すまいに関する相談（不動産相談、住宅・建築無料相談会）

[すまいるネット「すまいの相談」\(外部リンク\)](#)

[市役所での市民相談室\(市役所2号館1階\)](#)

マンション管理の相談（マンション管理に関する情報提供、月例相談会の申込）

[すまいるネット「マンション管理に関する相談」\(外部リンク\)](#)

[市役所での市民相談室\(市役所2号館1階\)](#)

## ● 図表4.8 船橋市HPの例

### 増改築相談

最終更新日:平成26(2014)年3月25日(火) ページID:029476  印刷

増改築相談員(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが登録する「増改築相談員登録証」を有する者)が、住宅の増改築および修繕に関する相談に無料で応じています。

#### 開催日、会場

##### 平成26年4月

6日(日曜日)二和公民館 第1集会室  
8日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
22日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 5月

4日(日曜日)三咲公民館 第3集会室  
13日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
27日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 6月

1日(日曜日)夏見公民館 第2集会室  
10日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
24日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 7月

6日(日曜日)坪井公民館 第2集会室  
8日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
22日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 8月

3日(日曜日)八木が谷公民館 第1集会室  
12日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
26日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 9月

7日(日曜日)二和公民館 第1集会室  
9日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
23日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 10月

5日(日曜日)海老が作公民館 第3集会室  
14日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
28日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 11月

2日(日曜日)夏見公民館 第2集会室  
11日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
25日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 12月

7日(日曜日)高根台公民館 第2集会室  
9日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
23日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 税記載台脇(フェイスビル5階)

##### 平成27年1月

4日(日曜日)三咲公民館 第3集会室  
13日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
27日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 第1相談室(フェイスビル5階)

##### 2月

1日(日曜日)業門台公民館 第3集会室  
10日(火曜日)市役所11階<114会議室>  
24日(火曜日)船橋駅前総合窓口センター 第1相談室(フェイスビル5階)

##### 3月

1日(日曜日)海老が作公民館 第3集会室  
10日(火曜日)市役所11階<114会議室>

## ● 図表4.8 船橋市HPの例

<b>相談時間</b>
各会場とも10:00～15:00
<b>相談料</b>
無料
<b>相談員</b>
船橋増改築相談員協議会に所属する増改築相談員(公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが発行する「増改築相談員登録証」を有する者)
<b>相談できる内容</b>
<p>木造住宅に居住している方の耐震相談          障害者や高齢者世帯対応のバリアフリー住宅への増改築相談          介護保険制度利用の住宅改修相談          新築・増築・修繕に関する相談          ※紛争に発展するようなトラブルについてはお受けできません。</p>
<b>その他</b>
<p>お越しの際は契約書、建築確認通知書等の図面、写真等の相談内容のわかるものがあればお持ちください。          予約制ではありません。先着順となります。</p>
<b>関連リンク</b>
<p><a href="#">船橋増改築相談員協議会</a> (新しいウィンドウが開きます。)  <a href="#">(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターが登録する(増改築相談員のページ)</a> (新しいウィンドウが開きます。)</p>
<b>よくある質問</b>
<p><a href="#">家を建て替えたときには、新たに新築届を出す必要があるのですか？</a>  <a href="#">「住居番号」と「地番」、「家屋番号」は違うんですか？</a>  <a href="#">市営住宅の募集時期はいつですか。</a>  <a href="#">市内の住宅購入を検討していますが、周辺の環境について詳しく教えてほしい。</a>  <a href="#">県営住宅の募集時期はいつですか。</a></p>
<b>お問い合わせ先</b>
<p><b>住宅政策課</b> / 電話番号:047-436-2712 / FAX:047-436-2546 / <a href="#">メールフォーム</a></p>
〒273-8501千葉県船橋市湊町2-10-25
受付時間:午前9時から午後5時まで 休業日:土曜日・日曜日・祝休日・12月29日から1月3日

## ● 図表4.9 品川区HPの例

<b>住宅相談会の開催</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅のリフォームや建て替えなどについて、区内施工業者や建築士による相談会を開催します。</li> </ul>
<p>《日時》:毎月第3水曜日 午前10時～午後3時          ※相談会当日、直接会場にお越しください(予約不要)</p>
<p>《会場》:品川区役所本庁舎 3階ロビー          《主催》:品川区住宅耐震化促進協議会</p>
<p>構成団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品川区住宅センター協議会(東京都建設組合、東京土建品川支部、東京南部建設技能組合、建設ユニオン城南支部)</li> <li>社団法人東京都建築士事務所協会品川支部</li> </ul>
<b>ダウンロードファイル</b>
<p><a href="#">「品川区住宅耐震化促進協議会」活動内容のご案内(.pdf、398.0 KB)</a>  <a href="#">「品川区住宅耐震化促進協議会」とは(.pdf、244.4 KB)</a></p>
<b>住まいの施工業者を紹介します</b>
<p>品川区では区内の建設組合4団体で構成される「品川区住宅センター協議会」を通じて、<a href="#">地元施工業者を紹介</a>しています。</p>
<p><b>用語解説:</b> <a href="#">東京都建築士事務所協会</a> <a href="#">都市計画</a>          ※上記リンクは「Weblio辞書」のページを新しいウィンドウで開きます。          用語解説については、「Weblio」までお問い合わせください。</p>

● 図表4.10 目黒区HPの例



目黒区  
Meguro City

トップページへ | 携帯サイト | Multilingual (English・中国語・韓国語) | サイトマップ

〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 電話 03-3715-1111(代表) ▶ [案内図](#)

▶ [検索について](#)

[キーワードから知る](#) [めぐろのこと](#) [楽しむ・参加する](#) [もらう・利用する](#) [みる・きく・行ってみる](#) [悩んでいる](#)

[学ぶ](#) [助ける・あげる](#)

[くらしのガイド](#) | [イベント情報](#) | [施設案内](#) | [オンライン窓口](#) | [エリアナビ](#) | [行政情報](#)

現在のページ [トップページ](#) → [くらしのガイド](#) → [住まい・まちなみ](#) → [住まい・まちなみに関する相談](#) → [住宅増改修などの相談](#)

---

### 住宅増改修などの相談

---

 更新日:2013年9月30日

住宅のリフォームに関する相談を、区内建築関連業者で構成する目黒区住宅リフォーム協会の会員が無料でお受けします。

#### 相談内容

- 耐震工事
- キッチン・浴室・トイレ等水回りの改修
- 内装工事、バリアフリー工事
- 屋根葺き替え、外装塗装及び防水工事
- 新エネルギー機器、省エネ住宅
- その他リフォームに関する全般

#### 相談員及び工事業者

目黒区住宅リフォーム協会の会員

#### ロビーでの相談

日時 毎月第2・第4金曜日(祝日の場合は前日)、午前10時から午後4時まで

場所 [目黒区総合庁舎](#) 本館1階 西口ロビー(目黒区上目黒二丁目19番15号)

#### 電話による相談

目黒区住宅リフォーム協会

日時 月曜日から金曜日(祝日は除く)、午前10時から午後5時まで

電話 03-3760-9128

#### お問い合わせ

このページは  
[住宅課 居住支援係](#)が担当しています。

所在地 〒153-8573  
目黒区上目黒二丁目19番15号  
電話 03-5722-9878  
ファックス 03-5722-9325

● 図表4.11 広島市HPの例



**広島市**  
Hiroshima City

知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

検索

  
ご利用方法

  
あ・あ  
文字の拡大・  
色・ふりがな

  
音声で読み上げ

English 韓国語 中文  
Português Español

検索の仕方

トップページ

市民生活

事業者

観光

原爆・平和

市政全般

[広島市ホームページ](#) > [市民生活](#) > [暮らしの情報](#) > [住まい](#) > [相談窓口](#) > 相談窓口  
[広島市ホームページ](#) > [市民生活](#) > [暮らしの情報](#) > [住まい](#) > [相談窓口](#) > [行政の相談窓口](#) > 相談窓口  
[広島市ホームページ](#) > [市民生活](#) > [暮らしの情報](#) > [住まい](#) > [相談窓口](#) > [住宅関連団体の相談窓口](#) > 相談窓口  
[広島市ホームページ](#) > [市民生活](#) > [暮らしの情報](#) > [住まい](#) > [相談窓口](#) > [その他の相談窓口](#) > 相談窓口  
[広島市ホームページ](#) > [市民生活](#) > [暮らしの情報](#) > [住まい](#) > [ビックアップ](#) > 相談窓口

### 相談窓口

---

広島市や住宅関連団体などの住まいに関する相談窓口やよくある相談を紹介しています。

- [行政の相談窓口](#)
- [住宅関連団体の相談窓口](#)
- [その他の相談窓口](#)
- [住まいのよくある質問\(FAQ\)](#) ※新しいウィンドウが開きます。

### ● 行政の相談窓口

広島市や広島県の住まいに関する相談窓口です。相談は全て無料です。

行政の相談窓口						
相談名・相談内容	相談員	相談方法	相談日時	問い合わせ先		
<b>住宅相談</b> <small>・法律相談 ・建築・構造上の相談 ・その他住宅に関すること</small>	・弁護士 ・建築士 ※両方へ同時相談も可能です。	● 相談時間は1人30分以内 ● 相談会場：広島市役所本庁舎(5月、10月は牛田住宅情報スクエア・アスタ)	毎月1回 (注)原則第4木曜日 5月、10月は日曜日	<b>広島市住宅政策課</b> TEL 504-2291 (注)事前に予約が必要です。詳しくはこちら( <a href="#">広島市住宅相談</a> )		
<b>石綿(アスベスト)等について</b>	広島市職員	● 電話・窓口での相談	平日 8:30～17:15	<b>広島市環境保全課</b> TEL 504-2187 くわしくはこちら( <a href="#">アスベスト(石綿)対策</a> )		
<b>悪質リフォームなど、契約一般に関するトラブルについて</b>	・消費生活アドバイザー ・消費生活専門相談員	● 電話・窓口での相談	火曜以外(土日祝日含む) 10:00～19:00	<b>広島市消費生活センター</b> TEL 225-3300 詳しくはこちら( <a href="#">消費生活センターのご案内</a> )		
			平日 9:00～12:00 13:00～16:00	<b>広島県生活センター</b> TEL 223-6111 詳しくはこちら( <a href="#">広島県生活センター</a> )		
<b>福祉用具・住宅改修相談窓口(高齢者向け)</b>	・作業療法士 ・理学療法士	● 電話・窓口での相談	平日 9:00～16:30	<b>広島県介護予防研修相談センター</b> TEL 254-1166 詳しくはこちら( <a href="#">広島県介護予防研修相談センター</a> )		
<b>市民相談</b>	<b>法律相談</b>	弁護士	● 市民相談センターの相談員が相談を受けた後、弁護士相談が必要な場合に予約を行います。 ● 相談会場 水・金：市民相談センター 土曜日：消費生活センター	毎週 水・金・土曜日  <b>広島市市民相談センター</b> TEL 504-2120 詳しくはこちら( <a href="#">市民相談センター</a> )		
	<b>区役所での市民相談</b>					
	相談会場	連絡先	法律相談(司法書士)	表示登記・境界相談(土地家屋調査士)	備考	
	<b>区政調整課</b>	中区	TEL 504-2546	毎月第1木曜日	毎月第1月曜日	定員6人 相談時間は1人30分間 (注)相談日当日の8時30分から電
		東区	TEL 568-7705	毎月第3木曜日	毎月第2月曜日	
		南区	TEL 250-8935	毎月第2木曜日	毎月第3月曜日	
西区		TEL 532-0927	毎月第4木曜日	毎月第4月曜日		
安佐南区		TEL 831-4926	毎月第3水曜日	毎月第2金曜日		
	安佐北区	TEL 819-3905	毎月第2水曜日	毎月第4金曜日	話先着順	
	安芸区	TEL 821-4905	毎月第4水曜日	毎月第1金曜日		
	佐伯区	TEL 943-9706	毎月第1水曜日	毎月第3金曜日		

● 図表4.11 広島市HPの例

●住宅関連団体の相談窓口

広島の住宅関連団体による相談窓口です。

住宅関連団体の相談窓口

分野	団体名	主な相談内容	相談体制	相談員	窓口相談日時・場所／費用／その他	問い合わせ先
設計	(一社)広島県建築士事務所協会	●建築一般(設計からトラブルまで) (注)メールでの相談はホームページから	TEL メール	建築士	無料	TEL 221-0600 (9:00~17:00) 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
	(公社)日本建築家協会 中国支部	●建築一般(設計からトラブルまで) ●窓口での相談(無料)の結果、希望があれば現地調査(有料)も実施	窓口/会場 訪問	建築家	毎月第1金曜日・同協会中国支部(中区八丁堀 5-23 オガワビル) / 無料/事前予約が必要	TEL 222-8810 (9:00~17:00) <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
	(公社)広島県建築士会	●建築士の業務に関すること ●建設トラブルにおける関係機関の紹介等	TEL	建築士	無料	TEL 244-6830 (9:00~17:00) 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
施工	(一社)日本住宅協会 中国支部	●建設業者の紹介(参考情報)	TEL	担当者	無料	TEL 228-5002 (10:00~16:00)
	(一社)広島県建築センター協会	●木造住宅全般(新築・リフォーム等)	TEL メール 窓口/会場	建築士	平日・同協会本部(西区横川新町8-12)/無料	TEL 232-6286 (10:00~16:00) <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
融資	住宅金融支援機構 中国支店	●住宅ローン/フラット35/賃貸融資に関すること ●返済のご相談	TEL 窓口/会場	担当者	平日・同機構中国支店(中区基町8-3)/無料/電話・窓口共に9:00~17:00(平日)	電話相談(コールセンター) <b>(0570)0860-35</b> (注)IP電話等からは <b>(048)615-0420</b> 窓口相談: TEL 221-8654 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
マンション管理	NPO法人 広島県マンション管理組合連合会	●組合運営/管理費滞納/大規模修繕/マンション関係トラブルに関すること ●マンション情報検索	TEL 窓口/会場 訪問	専門スタッフ	平日・同会(南区荒神町5-5ライブタウン 荒神町2階)/会員無料・会員以外実費	TEL 568-8752 (10:00~16:00) 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
	広島県マンション管理士会	●管理組合運営/管理規約の作成等/総会・理事会の支援/管理委託契約見直し等に関すること	TEL メール 窓口/会場	マンション管理士	偶数月に1回/まちづくり市民交流プラザ / 無料	TEL 248-0110 (10:00~16:00) <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
	(一社)マンション管理業協会 中国四国支部	●マンションの管理全般に関すること	TEL メール 窓口/会場	専門スタッフ	平日・同協会中国四国支部(中区中町9-12 中町三井ビルディング6階)/無料	TEL 247-1830 (10:00~17:00) <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
	(一社)広島マンション管理支援機構	●管理組合の運営/建物(耐震・大規模修繕・設備)の維持管理に関すること	TEL メール 窓口/会場 訪問	一級建築士 マンション管理士	毎日・同機構(西区打越町11-8-505)/無料(訪問費用は実費)	TEL 578-9551 (10:00~20:00) <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )
住環境	NPO法人 住環境研究会ひろしま	●シックハウスに関すること ●子育て等のセミナーの案内	TEL メール 訪問	担当者	無料/訪問相談は電話等での相談の結果、現地訪問が必要な場合のみ	TEL & FAX <b>285-5839</b> <a href="#">Eメール</a> 詳しくはこちら( <a href="#">ホームページ</a> )

※記載のない市外局番は(082)です。

## ● 図表4.11 広島市HPの例

### ● その他の相談窓口

中堅所得者ファミリー世帯が良質な住宅に居住できることを目的として建設された賃貸住宅です。世帯の所得に応じて家賃の助成制度があります。

#### 広島県建設工事紛争審査会 (事務局 広島県土木総務課)

建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決のためのあっせん、調停、仲裁を行っています。  
(事前に申請手続きが必要です。) TEL (082)513-3813

#### 広島欠陥住宅研究会

弁護士・建築士により欠陥住宅被害の救済に向けた訪問相談・調査を行っています(有料)。  
(詳細はこちら[\(広島欠陥住宅研究会ホームページ\)](#)) TEL (082)224-2345

#### 広島弁護士会紙屋町法律相談センター (場所:中区基町6-27そごう新館6階)

- 法律相談(相談料: 40分で6,300円)
- 電話での予約が必要です(火曜日が定休日)。

詳細はこちら[\(広島弁護士会ホームページ\)](#) TEL (082)225-1600

#### 住宅リフォーム相談窓口

下記の窓口で、住宅リフォームの際の契約などにおける注意点をアドバイスしています。

- 広島県都市局住宅課 TEL (082)513-4166
- (一社)広島県建築士事務所協会 TEL (082)221-0600
- (一社)広島県建築センター協会 TEL (082)232-6286
- (公社)日本建築家協会中国支部 TEL (082)222-8810

#### (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

- 新築・リフォームのほか、工事の請負契約や売買契約に関する相談等(土・日・休日を除く)
  - ホームページで、住宅に関する相談事例の閲覧、増改築相談員・マンションリフォームマネージャーの検索ができます。(詳細はこちら[\(\(公財\)住宅リフォーム・紛争処理支援センターホームページ\)](#))
- 相談窓口: TEL 0570-016-100 PHSや一部のIP電話からは 03-3556-5147

#### 不動産取引における紛争相談窓口

- ★広島県知事免許業者名簿閲覧・取引の仕方の相談・紛争相談  
広島県建築課宅建業グループ TEL (082)513-4185
- ★大臣免許業者名簿閲覧・紛争相談  
国土交通省中国地方整備局建政部計画・建設産業課不動産係 TEL (082)221-9231
- ★取引のしかたの相談・紛争相談  
(公社)広島県宅地建物取引業協会(市内の相談所) 本部相談所 TEL (082)243-0011  
詳細はこちら[\(\(公社\)広島県宅地建物取引業協会ホームページ\)](#)

(公社)全日本不動産協会 広島県本部 TEL (082)241-7696  
詳細はこちら[\(\(公社\)全日本不動産協会 広島県本部ホームページ\)](#)

#### 不動産取引における注意点

住宅・土地を購入する時は、まず不動産広告を見ることから始まります。  
その後、宅地建物取引業者(以下、「宅建業者」といいます。)と取引することになりますが、その際には次のことに留意しましょう。

- ★誇大広告には十分に注意する。
- ★相手の業者が宅地建物取引業免許を取得しているかどうか、業者の経歴や実績を確認する。
- ★宅建業者から納得がいくまで説明を求め、自分で現地調査をして確認する。
- ★契約前に、必ず重要事項説明書、図面などをもらう。
- ★登記された権利関係を登記簿で調べる。
- ★建物を建築する場合は、法令に基づく制度があるので、物件の所在地を管轄する区の建築課へ必ず問い合わせる。
- ★契約は、契約書をよく読んで内容を十分理解、確認してから行う。

● 図表4.12 広島市「広島住まいづくり連絡協議会」



広島市  
Hiroshima City

知りたい言葉を入力して「検索」を押してください

検索

ご利用方法

あ・あ  
文字の拡大・  
色・ふりがな

音声で読み上げ

English	한국	中文
Português	Español	

トップページ

市民生活

事業者

観光

原爆・平和

市政全般

広島市ホームページ > 市民生活 > 暮らしの情報 > 住まい > 広島市の住宅政策 > 広島住まいづくり連絡協議会 > 広島住まいづくり連絡協議会の概要

### 広島住まいづくり連絡協議会の概要

協議会名	広島住まいづくり連絡協議会	
設立時期	2008年11月	
構成団体	(1) 公益社団法人	<a href="#">全日本不動産協会 広島県本部</a>
	(2) 公益社団法人	<a href="#">日本建築家協会中国支部</a>
	(3) 一般社団法人	<a href="#">全国住宅産業協会 中国支部</a>
	(4) 一般社団法人	<a href="#">日本ソーバイフォー建築協会 広島県支部</a>
	(5) 公益社団法人	<a href="#">広島県建築士会</a>
	(6) 一般社団法人	<a href="#">広島県建築士事務所協会</a>
	(7) 一般社団法人	<a href="#">広島県建築センター協会</a>
	(8) 一般社団法人	<a href="#">広島県住宅産業協会</a>
	(9) 公益社団法人	<a href="#">広島県宅地建物取引業協会</a>
	(10)	<a href="#">住宅金融支援機構中国支店</a>
	(11) 特定非営利活動法人	<a href="#">住環境研究会ひろしま</a>
	(12) 特定非営利活動法人	<a href="#">広島県マンション管理組合連合会</a>
	(13)	<a href="#">広島県マンション管理士会</a>
	(14)	<a href="#">広島ハウスメーカー協会</a>
	(15)	<a href="#">広島市</a>
協議会の目的	<p>協議会は、市民の豊かな住生活の実現のため、建築士、住宅関連事業者、NPO、行政などの関係団体が連携・協力し、住まいづくりに関する適切な情報を一元化して提供する総合的な情報拠点の整備に向けて連絡協議することを目的とする。</p> 	

**※ 協議会の活動について**

これまで協議会では、市民の皆さんへ住宅の情報をより分かりやすく提供できるようにホームページの工夫をしたり、住まいづくりの参考となるように「住まいづくりセミナー」を開催しています。

以下に、これまでの主な取り組みを紹介します。

- 1 **住まいに関するよくある質問を「テーマ別」などに分類し、紹介しています。**  
[住まいのよくある質問](#) (関連情報のページ(広島市ホームページ内)へ)
- 2 **住まいづくりに関するセミナーを開催しています。**  
 協議会がこれまで主催したセミナーは以下のとおりです。タイトルをクリックすると詳細がご覧になります。
 

タイトル (開催日時)	テーマ
<a href="#">第1回住まいづくりセミナー</a> (平成21年11月22日開催)	・後悔しない家づくりの秘訣 ・今、住宅ローンで考えること～上手な借り方、返し方～
<a href="#">快適・安心な住まいのためのリフォームセミナー</a> (平成22年3月6日開催)	・リノベーションで快適な住まい ・リフォームのポイント
<a href="#">快適・安心な住まいのためのリフォームセミナー</a> (平成22年3月13日開催)	・バリアフリーで安心な住まい ・耐震リフォームで地震に負けない住まい
<a href="#">環境に配慮した広島住まいづくりシンポジウム</a> (平成22年11月7日開催)	・住宅と環境 ・広島の環境に配慮した住宅の事例
<a href="#">後悔しない住まいづくりと、地震に安全な住まいに向けて ～欠陥住宅の防止と耐震診断の勧め～</a> (平成24年3月25日開催)	・後悔しない住まいづくりのために ・地震に安全な住まいづくりに向けて
<a href="#">環境にやさしい省エネ住宅とエコな暮らしかた</a> (平成25年3月17日開催)	・心地よくて、省エネになる住まい ・匠が提唱するエコなリフォーム ・おうちで出来る快適エコライフ
	・欠陥住宅の被害にあわないために
- 3 **協議会構成団体のイベントやセミナー等の予定を紹介しています。**  
[イベント情報](#) (関連情報のページ(広島市ホームページ内)へ)

● 図表4.13 岡山市HPの例「建築・住宅の民間団体・法人等窓口一覧」

住まいに関する相談

住まいに関する相談に応じます。相談内容によっては、他の相談機関を紹介させていただきます。

---

お問い合わせ

岡山市 都市整備局 住宅課  
電話:086-803-1466

[Eメールでのお問い合わせは専用フォームをご利用下さい。](#)

[おすすめネット-住まいに関するあれこれをできるだけわかりやすくお届けする岡山市版住まいのポータルサイト](#)

**このページに関するお問い合わせ先**

都市整備局住宅課  
電話:086-803-1466  
所在地:〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 [地図](#)  
開庁時間:月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分 祝日・年末年始は閉庁  
[Eメールでのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)

建築・住宅				
建築・住宅の民間団体・法人等相談窓口一覧				
項目	内容	対応団体	場所	連絡先
建築相談	随時応談 無料相談会 毎月第2土曜日午後1時30分から午後4時30分 岡山ふれあいセンター(岡山市中区桑野)	一般社団法人 岡山県建築士 会	〒700-0824 岡山市北区内山下一丁目3-19 建築会館4階	086-223-6671
建築相談	設計に関する相談。随時応談	一般社団法人 岡山県建築士 事務所協会	〒700-0824 岡山市北区内山下一丁目3-19 建築会館6階	086-231-3479
建築相談	住宅・建物に関する無料相談。 随時応談、電話・ファクス・電子メールでも受け付け。	岡山県建築住 宅センター株式 会社	〒700-0818 岡山市北区番山町1-20 岡山県開発公社ビル2階	086-227-3326
住宅相談	住宅に関する一般的な相談 受付時間 月曜日から金曜日午前10時から午後5時(電話相談)	住まいるダイヤ ル(公益財団法 人住宅リフォー ム・紛争処理支 援センター)	〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目1- 7 九段センタービル3階	0570-016-100
リフォーム相談	住宅リフォームの建築技術に関する問い合わせ 毎月第1、3日曜日 午後1時から午後5時 資料等持参のうえ来所相談、電話相談も可。(原則相談時間は30分以内)	岡山県住宅リフ ォーム推進協 議会(事務局: NPO法人まちづ くり推進機構岡 山)	〒700-0813 岡山市北区石岡町2-1	086-803-3361 (fax)803-3362
リフォーム相談	リフォームに関する相談 増改築相談員・マンションリフォームマネジャー制度に関する問い合わせ 介護保険制度に係る住宅改修相談・施工事業者の検索がホームページで可 能。	住まいるダイヤ ル(公益財団法 人住宅リフォー ム・紛争処理支 援センター)	〒102-0073 東京都千代田区九段北四丁目1- 7 九段センタービル3階	0570-016-100

● 図表4.14 長野市HPの例

住宅

[住宅相談窓口\(住宅課\)](#) ▶ 2011年10月1日更新

● 住宅相談窓口

[通常ページへ戻る](#) 掲載日:2011年10月1日更新

住宅相談窓口

住宅の新築・増改築・リフォーム・耐震改修・バリアフリー化などに関する技術的な相談を受け付けます。(無料)

受付時間

毎週月曜日 午後1時30分から午後4時まで  
(祝日および12月28日から1月5日までを除く)

場所

もんぜんぶら座4階 市民相談室

住宅相談Q&A

住宅相談に寄せられた質問、それについての回答をまとめました。

[住宅相談Q&A\(406KB\)](#)

● 図表4.14 長野市建設部住宅課作成 「住宅相談窓口Q & A」(表紙)

# 住宅相談窓口 Q & A



平成22年12月  
長野市建設部住宅課

## はじめに

昨今の悪質リフォーム商法や住宅の耐震問題などに対する市民の皆さまの関心の高さを背景とし、長野市では平成 18 年度から住宅の新築・増改築・リフォームなどに関する技術的な相談窓口を開催しています。

このQ&Aは過去の相談内容をまとめたものです。

いつまでも安心して暮らせ満足のいく『安全・安心の住まいづくり』が実現するよう少しでも皆さまのお役に立てていただけるものであれば幸いです。

### ≫≫≫過去の相談内容

■新築・増改築・リフォームに関する相談・・・・・・・・・・ P 1

■業者の選び方など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

■業者とのトラブル対応方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6

■その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

≫≫≫住宅相談協力団体等のご案内・・・・・・・・・・ P 9



● 図表4.14 長野市建設部住宅課作成 「住宅相談窓口Q & A」(相談員協力団体等)

■住宅相談窓口 相談員協力団体

(一社)長野県建築士会 長野支部  
026-225-9980

(一社)長野県建築士事務所協会 長野支部  
026-267-5055

(一社)長野市建設業協会  
026-224-3660

■現場を見て欲しい(有料)

(一社)長野県建築士会 長野支部  
026-225-9980

(一社)長野県建築士事務所協会 長野支部  
026-267-5055

■建築業者を紹介して欲しい

(一社)長野市建設業協会  
026-224-3660

■トラブル相談

(一社)長野県建築士事務所協会 長野支部  
026-267-5055

長野県建設部 建築住宅課 宅地住宅相談所  
026-235-7331

長野県建設部 建設政策課 長野県建設工事紛争審査会  
026-235-7291

もんぜんぷら座内

法テラス 長野 0503383-5415  
消費生活センター 026-224-5777



● 図表4.15 北九州市HPの例

<b>住宅計画課</b>	
・住宅政策係 1) 住宅行政の企画、調整及び公共住宅の供給計画 2) 北九州市住宅供給公社 3) 高齢者住宅施策の総括 4) 住宅に関する情報の提供	
・民間住宅係 1) 住宅建設資金等の融資 2) 民間住宅の供給の促進 3) 優良賃貸住宅等の供給の促進	
<b>住宅に関する相談・催し等</b>	<b>住宅政策関連情報</b>
<a href="#">住宅に関する相談</a> <a href="#">マンションに関するセミナー・相談会</a> <a href="#">住まいに関する情報の冊子</a> <a href="#">住宅税制に関するお知らせ</a> <a href="#">住宅エコポイント</a>	<a href="#">住生活基本計画</a> <a href="#">地域住宅計画</a> <a href="#">北九州市の住宅事情</a> <a href="#">社会資本総合整備計画</a>
<b>住まいを建てる</b>	<b>住まいを借りる</b>
<a href="#">北九州市定住促進支援事業</a> <a href="#">市外からの転入世帯向けお 得情報</a>	<a href="#">高齢者向け優良賃貸住宅</a> <a href="#">特定優良賃貸住宅</a> <a href="#">公的賃貸住宅</a> <a href="#">サービス付き高齢者向け住宅</a> <a href="#">市外からの転入世帯向けお 得情報</a> <a href="#">新婚世帯向けお得情報</a>
<b>東日本大震災被災者のための 住宅情報</b>	<b>北九州市空き家バンク</b>
<a href="#">震災被災者向け住宅情報の 一元的提供について</a>	<a href="#">空き家バンクについて</a> <a href="#">空き家を売りたい・貸したい</a>
 <a href="#">RSS新着ページ配信</a> <a href="#">住宅計画課ページ一覧</a>	
<b>このページの作成者</b>	
<a href="#">建築都市局住宅部住宅計画課</a> 〒803-8501 北九州市小倉北区内1番1号 電話:093-582-2592 FAX:093-582-2503 <a href="#">メールを送信(メールフォーム)</a>	

● 図表4.15 北九州市HPの例

### 住宅相談コーナー（無料）

北九州市では、市民のみなさまの住宅に関する様々な相談に応じるため「住宅相談コーナー」を開設しています。

「住宅相談コーナー」では、常時開設の一般相談のほか、日時を指定して、「住宅に関する民事紛争などの法律相談、宅地建物の取引に関する相談、マンション管理に関する相談、耐震改修などに関する相談」などの「特別相談」を実施しています。  
どうぞご利用ください。

#### 相談場所

北九州市立商工貿易会館1階（モノレール旦過駅前） 一般財団法人 福岡県建築住宅センター北九州事務所内  
「住宅相談コーナー」 電話093-533-5443

### 一般相談（面談／電話）

- 相談内容
  1. 住宅の新築や増改築のプランなど専門技術的なもの。
  2. 住宅購入時の注意点や契約書の作り方など。
  3. 住宅に関する民事関係の相談など。
- 相談日時：毎週月曜日～金曜日（祝日、年末年始その他休日は除く。）  
8時45分～12時、13時～17時30分
- 相談方法：電話でのご相談もお受けできますが、できるだけ資料をご持参の上、相談場所にお越しください。
- 相談員：福岡県建築住宅センターの専門相談員。

### 特別相談（要予約・先着順）

※特別相談は相談日が設定されています。下記の日程表をご確認の上、お申込み下さい。

### 法律相談

#### 住宅に関する民事紛争などの相談

- 相談日時：毎月第2・第4木曜日 13時30分～16時（要予約）  
（※相談日の詳細は、下記日程表にてご確認ください。）
- 相談方法：相談場所までお越しください。
- 申込方法：相談内容を確認しますので、相談日の前日までにお電話またはご来訪によりご予約ください。
- 相談員：弁護士

● 図表4.15 北九州市HPの例

宅地、建物の取引に関する相談

不動産に関するトラブルや不動産取引前の注意事項などの相談

- 相談日時: 毎週火曜日 13時30分～17時(要予約)  
(※相談日の詳細は、下記日程表にてご確認ください。)
- 相談方法: 相談場所までお越しください。
- 申込方法: 相談日の前日までにお電話またはご来訪によりご予約ください。
- 相談員: 社団法人 福岡県宅地建物取引業協会会員

マンション管理に関する相談

分譲マンションの管理、運営に関する相談

- 相談日時: 毎月第1,3水曜日 13時30分～15時30分(要予約)  
(※相談日の詳細は、下記日程表にてご確認ください。)
- 相談方法: 相談場所までお越しください。
- 申込方法: 相談日の前日までにお電話またはご来訪によりご予約ください。
- 相談員: マンション管理士

住まいの安全・耐震に関する相談

耐震改修、維持管理・改修に関すること。外壁落下・ブロック塀・アスベストなどの安全対策に関する相談

- 相談日時: 毎週金曜日 13時30分～17時(要予約)  
(※相談日の詳細は、下記日程表にてご確認ください。)
- 相談方法: 確認申請書、構造計算書、写真、図面などをご持参の上、相談場所までお越しください。
- 申込方法: 相談日の前日までにお電話またはご来訪によりご予約ください。
- 相談員: 社団法人 日本建築構造技術者協会九州支部  
社団法人 福岡県建築士会北九州支部  
社団法人 福岡県建築士事務所協会北九州支部  
社団法人 日本建築家協会九州支部北福岡会